管理番号	監査対象/	項目	指摘/	主な内容	<ul><li>・改善の状況</li><li>・意見を受けての考え方、対応状況</li></ul>	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	監査実施時の 所管課	報告書ページ
65	[債:20년] 6.当及も還る未にて 番の1金型ので手金未にて	② 催告手続につい て	指摘	【現状・問題点】 DV被害者避難に伴い児童手当を遡って職権消滅した場合に生じた児童手当返還金については、所管課における判断のもと、DV加害者を刺激しないようにという理由でほぼ一律的に催告手続を見述っている。そして、時効期間の経過を待って不納欠損処分を行っている。しかし、通常の債務者に対しては催告手続を実施するのに対し、DV加害者に対しては催告手続を断念し返還金の未納を事実上容認するような取扱いは公平性の点から不当であると言わざるを得ない。 【結果】 債務者がDV加害者である場合に代表されるように、通常の催告手続の実施が難しい案件についても、最初から債権回収手続を事実上断念するのではなく、可能な限り回収の努力を行う必要がある。そこで、DV案件については、事情を把握した早期の段階で債権管理の専門部署である債権管理室と連携して対応されたい。	DV被害者の安全等を踏まえ、個々の状況に応じた対応にする必要があるものの、加害者への催告手続き等については可能な限り回収に努めることを原則として、債権管理課と連携を図りながら取り組んでまいります。	措置等を講じた	こども福祉課	こども 部	こども福祉課	159
69		① 一般廃棄物 (し 尿) 収集の一時停止 の明文規定について	指摘	【現状・問題点】環境サービス課は「柏市し尿手数料長期滞納整理事務要領」(以下「要領」という。)を制定し、この要領において、滞納債権の全額を指定する期日までに納付しないときは収集を停止すると定められており、実際にし尿収集の一時停止も実施されている。このし尿収集の一時停止は、し尿収集を依頼する市民に対して、不利益を与えるものであると考えられる。しかし,し尿収集の一時停止については条例や規則などの法令に定めはなく,またし尿の収集を依頼する申請書等において、し尿収集の一時停止に係る記載はない。  【結果】  一般廃棄物(し尿)処理手数料を滞納した者に対して、し尿収集の一時停止を行う根拠として、市の内部規程である要領に規定するものではなく、柏市廃棄物処理清掃条例又は柏市廃棄物処理清掃条例施行規則に明記することが必要であると考えられるため、同条例又は同施行規則に必要な規定を追加整備されたい。	平成31年3月4日付「柏市廃棄物処理清掃条例施行規則の一部を改正する規則」の施行により、「市長は(中略)期日までにし尿に係る手数料を納入しない者に対し、同規則に基づいて制定している「柏市し尿手数料長期滞納整理事務処理要領」を改訂し、一時停止の要件を明記しました。またこの中で、長期滞納者の定義を手数料の納期から1年を超えて滞納している者とし、期毎に同定義に該当する者を抽出し、収集の停止をする対象者とする方案内でするました。まない、し尿収集申請時に申請者へ交付する案件で支書に、手数料の支払いが滞るとくみ取りを停止する場合がある旨の記載を行い、市民に周知しています。	措置等を講じた	環境サービス課	環境部	環境サービ ス課	167
70	[債権番子: 207] 7. 一般 (し理手係債 処理に費い 料について について	② し尿収集の一時 停止の実施要件の明 文化について	指摘	【現状・問題点】 一般廃棄物(し尿)処理手数料の滞納整理事務の要領において、し尿収集の一時停止を行う条件として、長期滞納者のうち滞納債権の全額を指定する期日までに納付しないときは収集を停止する旨の通知を行い、実際に納期限までに滞納債権全額の支払いがない場合に収集を停止することができると定めている。 (要領第4項及で第5項) しかし、要領には、滞納債権の全額を納付するべき「指定の期日」の記載がない。運用上では、前年度に納期が設定されている第4期(12月から2月分のし尿収集処理分)のし尿手数料の滞納債権(3月末日の納期限)について、当年度末までに納付されない場合、し尿収集の一時停止を決定する慣行となっている。  【結果】 し尿の一時停止を行うための要件が運用で行なわれている現状では、法令に基づく行政としての基礎が欠けているため、現在の運用を踏まえ、し尿収集の一時停止の要件を同条例又は同施行規則の法令体系の中で適切に明文化されたい。 なお、し尿の一時停止の要件としては、し尿収集の一時停止の通知の発送時期、一時停止の判断基準、し尿収入の一時停止の開始時期等である。		措置等を講じた	環境サービス課	環境部	環境サービ ス課	168
71		③ し尿収集の一時 停止の実施時期の見 直し規定について	指摘	【現状・問題点】 現在、し尿処理手数料の納付方法については、1年間を4期に区分し3か月分を一括して後納する方法 現在、し尿処理手数料の納付方法については、1年間を4期に区分し3か月分を一括して後納する方法 が採用されている。 平成28年度以前は前年度の滞納分に対して、当年度末をし尿収集の一時停止の実施時期としていたことにより, 滞納があった場合でも1年近くの間、し尿が収集された後、年度末にし尿収集の一時停止がなされていた。これに対して、平成29年度からは、し尿収集の一時停止の実施時期を年度末から半年程度繰り上げたことで、平成29年度からは、未納付が継続した場合、し尿収集期間が6か月程度短縮されこととなった。 結果として滞納債権の解消にとって効果がある見直しとなっているが、このような期間の見直しについて、規定上の根拠がなく、又は課としての意思決定も行っていない。 【結果】 一般廃棄物(し尿)処理手数料の未納者に対して、し尿収集の一時停止を判断する時期を見直しているが、その見直しの結果については、市民に対して周知する必要があるため、市民に対する不利益処分であるし尿収集の一時停止の判断時期の繰上内容について、条例又は同施行規則の法令体系の中で適切に明文化されたい。		措置等を講じた	環境サービス課	環境部	環境サービ ス課	169

管理番号	監査対象/	項目	指摘/	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方,対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	監査実施時の 所管課	報告書ページ
79	[責:209] 9:被納退険金未にで 番]般者及被返係納る権にで で	② 督促状発送事務 の適時性について	指摘	【現状・問題点】 督促の実施については、財務規則によると債権の発生を認識し債務者に納付通知を送付した時の納付通知書に記載された納期限から起算して、30日以内に督促状を発行して送付することとなっている。一方、実際には、3か月から4か月の期間を置いて督促状を送付している事例も見られる。この督促状の発送時期の大幅な遅延は、個別の事案として、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、特段の合理的な事情を除き、財務規則の規定に準拠して督促状の交付を適時適切に実施する必要がある。 【結果】 一般被保険者返納金の債権の発生を適時に認識し、調定処理を行って、納入通知書を債務者に送った後、その納入通知書に記載された納期限までに当該返納金の納付がない場合、財務規則に定められた期限以内で督促状を交付する実務を徹底されたい。	督促状の交付について、納期限から30日以内に実施するよう事務を改善しました。	措置等を講じた	保険年金課	市民生活部	保険年金課	183
90	[債権303] 3.生資金未 (資係を (責任を (責任を) (日本の) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本	① 不納欠損処理に ついて	指摘	【現状・問題点】 平成28年度における柏市生活一時貸付金についてその管理状況を調査したところ、債務者の時効の 援用の意思の有無が確認できないとして、債権管理を継続しているものがある。 回収の見込みのない債務者に対して債権管理を継続することは、債権管理の効率化等を妨げる一因 となることから、特段の合理的な事情がある場合を除き、債権放棄手続きを適時適切に実施する必要 がある。  【結果】 債務者の時効の援用の意思の有無を確認することができない債権については、柏市債権管理条例第8 条第1項第1号「当該市の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したにもかかわらず、債務者 が時効を援用するかどうかの意思を示さないとき」に該当するものとして債権の放棄を行い、速やか に不納欠損処理を実施する事務を執行されたい。	債権放棄の前提として時効の中断事由がないこと、また十分な催告を行っていることが要件となることから、ただちに債権 放棄するのではなく、時効の中断事由の精査及び私債権等管理 の手引きで規定する十分な催告を行った上で、接触できなかっ た案件や債務の存在を否認された案件に関して、債権放棄を行 います。	措置等を講じ た	生活支援課	保健福祉部	生活支援課	200
94	[債権番 号: 304] 4. 過誤	② 督促の未実施について	指摘	【現状・問題点】 平成28年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成28年度においては督促が行われていない。その後、平成29年6月19日付けで督促を行った結果、過誤払返還金に係る未収債権のうち、滞納年齢が0~1年以内の4件(209,000円)は、全て督促後1か月以内に戻入された。したがって、適切に督促を実施していた場合、これらの未収債権は、より早い時期に戻入されてルで可能性が高いと考える。 督促には、債権の消滅時効に対する時効中断の効力が認められることから、資産の保全の目的からも重要な視点であり、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、確実に督促する必要がある。 【結果】 督促は、強制執行の前提条件であり、また、時効中断の効力を有する(地方自治法第236条第4項)ことから、債務者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合には、督促する事務を徹底されたい。	当初設定した納期限を過ぎても債務が履行されない場合については、督促を行い、遺漏なく債務が履行されるよう事務を進めます。	措置等を講じ た	障害福祉課	保健福祉部	障害福祉課	207
95	4. 過課金 払返還金未に 収債権権で ついて	③ 催告の未実施について	指摘	【現状・問題点】 平成28年度における過誤払返還金に係る未収債権の管理状況を調査したところ、平成28年度においては催告が行われていない。 催告には、債務者の納付意識を高め、滞納状況が異常であることを知らしめる効果があり、資産の保全の目的からも重要な視点であるため、法令等の遵守の目的の重要性を勘案すると、確実に催告する必要がある。 【結果】  督促を実施し、期限までに納付がされない場合には、随時、催告する事務を徹底されたい。	債務者の納付意識を高め、資産を保全する目的からも、督促 を実施し、納期限までに納付がない場合は、催告を実施してい ます。	措置等を講じ た	障害福祉課	保健福祉部	障害福祉課	208

管理番号	監査対象/	項目		指摘/	主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方,対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	監査実施時の 所管課	報告書ページ
107	[情権番子] (情報の 1307] 管用市駐用の 1307] では料度は実施に収ける 1400 では、 140	;	の会計	指摘	【現状・問題点】 平成26年度からの市営住宅等使用料の年度推移をみると、債権放棄の議案議決後、速やかに不納欠 規処分が行われていないものがあった。 その結果、平成26年度に議会で行なわれた債権放棄により消滅した債権が、平成26年度の決算書で は収入未済額の欄に集計され表示されており、債権の実在性の面で実態を忠実に反映した決算書と なっていたものか疑念が残る。決算報告の信頼性を損ないかねない会計処理の遅れであると考えられ る。 【結果】 柏市債権管理条例及び同施行規則の施行(平成28年4月1日)以後は、同条例等に基づき、市長決裁に より債権を放棄して、議会には報告することとなっている。しかし、同条例等の施行前と同様、議会 の議決により債権を放棄する場合には、その債権が消滅した日の属する年度において、財務規則に基 づき、不納欠損処理を行い、決算書等の財務報告上でも、債権の消滅の事実を忠実に反映した会計処 理を行われたい。また、今後、債権管理条例等に基づく債権放棄が市長決定のもと実施される事例が 増えるものと考えられるが、債権放棄の意思決定と不納欠損処分の会計処理との効果の期間帰属につ いて、法的及び会計的な整合性を得られるよう留意されたい。	柏市債権管理条例及び同施行規則に基づいて債権放棄したも のについて、放棄の決裁後速やかに不納欠損処分を行うよう事 務を改善しました。	措置等を講じた	住宅政策課	都市部	住宅政策課	230
112		⑧ 過年度滞収停止につい		指摘	【現状・問題点】 約15年間放置状態であった滞納債権を所管課は発見し、平成28年12月現地調査をして、滞納者の現住所が不明であり、差押財産もないものと判断し、平成29年1月に徴収停止(地方自治法第171条の5第2号)しており、1年後に不納欠損処分を行うこととしている。この案件は僅少な滞納債権であるが、その存在を把握し、自発的に調査を行い、会計上も最終的に処理をすることで、不適切な取扱いをしてきた未収債権を整理する点で評価すべきものである。一方で、15年間、債権を放置してきた事実と債務者が平成14年12月に退去し、現在は所在不明であることを考慮すると、消滅時効にかかる時効期間(5年)が満了したにも拘らず、債務者が時効を援用するかどうかの意思を示さないときに該当するものと判断して、平成29年1月現在において、債権放棄し不納欠損処分を行うことが適当であったものと考えられる。 【結果】 今回の事例のように過年度に発生した滞納案件が他に存在しないかどうか、再度、所管課において精査することを要望する。また、滞納債権の発生態様及びその後の経過期間、管理状況の不備等を勘案して、債権放棄の意思決定や不納欠損の時期を徒過しないよう、適切な時期に決算情報に債権の消滅の事実等を反映させることは重要であり、未収債権発生やその管理等の事実に照らして、現実を忠実に反映する会計処理を踏まえて、適切な未収債権の放棄の手法を選択されたい。	催告書の作成にあたり対象者の抽出条件を変更したこと等により,債権放棄の対象となりうる債権の精査を行っています。債権管理条例に基づく債権放棄及び不納欠損処分により,未収債権の整理を行います。	措置等を講じた	住宅政策課	都市部	住宅政策課	236
113	[号8:住遅金費金法伴賠係債 (責308市明損撤立び拠損金未にて 権の10事項では、用及占う償る権い では、日本ので	① 市営住宅 延損害金に係 管理台帳につ1	る債権	指摘	【現状・問題点】 市営住宅明渡遅延損害金の債権管理台帳には、債権管理条例第5条及び同施行規則第2条第1号から第8号に規定されている記載項目が設定されているが、実際に記載されていない項目があった。これらの項目は、債権管理で使用している従来からの表計算ソフト(エクセル)の表により、確認可能な内容もあるようであるが、債権管理台帳では、少なくとも履行期限、履行状況等が分かるよう記録を整理する必要があるものと考える。特に、債権管理金の移管した債権については、現状では、債権管理台帳の特記事項の欄に「債権管理室移管案件」と記載されているが、その後の交渉状況や回収状況が不明である。 【結果】 住宅政策課においては、債権管理台帳の記載事項のうち、債権管理室に移管した債権の履行期限や履行状況等を適正に把握し、適時適切に記録を残すよう徹底されたい。	経過記録や納付状況については、市営住宅システムや個別に 作成する債権管理台帳で管理をしています。債権管理課へ移管 された案件に関しても履行状況等を適宜記録することとしまし た。	措置等を講じた	住宅政策課	都市部	住宅政策課	242
134	[債: 311] 1 1 1 期 1 1 施料気金未に で を未に で で	の取消 復費	原状回 対用の負 たついて	指摘	【現状・問題点】 営業許可取消しに係る原状回復については、柏市公設総合地方卸売市場業務条例において、事業者は「市長の指定する期間内に自己の費用で当該施設を原状に復して返還しなければならない」としている。 しかし、平成25年3月31日付けで営業許可が取り消された付属営業人Aについては、市が原状回復の処分を行っていた(平成27年8月26日決裁)。当該原状回復に要した費用は、付属営業人が負担すべき費用であるため、市場施設使用料等の他の滞納債権と今算して請求を行う必要がある。なお、当該付属営業人に対する債権については平成28年12月21日に徴収停止決決議されていることから、当該事業者が負担すべき費用とすることを前提として、徴収停止決議の対象債権に含める必要があった。 【結果】 今後は、事業者が賃借した施設の原状回復費用について、事業者が負担せず、市が代わりに原状回復の処分を行った場合には、原状回復費用を当該事業者に請求するよう注意されたい。	今後, 市が原状回復を行った場合の費用については, 当該事業者に適切に負担いただくよう請求していきます。	措置等を講じた	公設市場	経済産業部	公設市場	272

管:番		左査対象/ テーマ	:	項目		主な内容	・改善の状況 ・意見を受けての考え方,対応状況	措置等対応状 況の区分	所管課	部局	監査実施時の 所管課	報告書ページ
144	号 1: 総係米係債	: 313] 3. 食動 発動 発動 3. 食動 3. 食動 3. 食動 3. 食動 3. 食動 3. 食動 3. 食 4. ない 4. ない 5. とい 5. と 5. と 5. と 5. と 5. と 5. と 5. と 5. と	)校セタお賄収債理給ンーけ材入権()食 にる料の管卒	ア等納査のいて、空標を表で、一定に、一定に、一定に、一定に、一定に、一定を表で、一定に、一定を表で、一定を表で、一定を表で、一定を表で、一定を表で、一定を表で、一定を表で、一定を表で、一定を表で、一定を表で、	指摘	【現状・問題点】 学校給食センターが管理・把握している卒業生等の賄材料収入に係る未収債権のうち、時効の援用を債務者が主張すれば、債権が消滅する可能性のある債権がある。債権管理条例の制定前には、債権協棄を行うに当たり議会の議決が必要であったが、学校給食センターは債権放棄を市議会にかけた前例がなかったこと及び安易に債権を放棄することなく催告を続けていくという方針で取り組んでいたため、会計上も不納欠損処理を行わずに、収入未済額として未収債権が非上された状態が継続していると説明している。しかし、学校給食センターは、これまで債務者から債務承認を得ておらず、時効期間を経過している債権については、債務者が時効の援用を主張した場合には、時効が成立し納付が見込めない。 【結果】 学校給食センターが管理・把握する未収債権のうち、時効期間を経過していない債権と時効期間を経過していると考えられる債権とを区別し、後者については、時効の中断に該当する事由(交渉記録等上のメモ等)があるかどうかの精査を行い、2年の時効期間の経過が結果として認められるものについては、柏市債権管理条例第8条第1号等を根拠として、債権を放棄し、会計上も不納欠損処理を行われたい。	平成30年度は債務者の破産等を理由とした債権放棄のほか、柏市債権管理条例第8条第1項に基づく債権放棄を2件実施しました。今後は、同条同項に基づく債権放棄及び不納欠損を進めていきます。なお、債権放棄の前提として時効の中断事由がないこと、また十分な催告を行っていることが要件となることから、たちに債権放棄するのではなく、時効の中断事由の精査及び私債権等管理の手引きで規定する十分な信告を行った上で、接触できなかった案件や債務の存在を否認された案件に関して、債権放棄を行います。	措置等を講じた	学校給食センター	学校教	学校給食センター	287
14	:2			ウ. 所在不 すの債務債 に係る の不納欠損 処理につい て		【現状・問題点】 平成15年度及び平成16年度発生債権のうち未収扱いとなっている債務者の1件、合計83,510円の未収債権については、債権管理室に調査を依頼した結果、平成27年7月には所在不明等であることが分かった。しかし、この滞納債権は不納欠損処理等の適切な処理が行われていない。柏市債権管理条例は、平成28年4月に施行されているが、学校給食センターが債権管理室から現況報告を受けた時点は、当該条例の施行後であったことから、この1件については、同条例に基づき適切に不納欠損処理を行う必要があったものと考える。 【結果】 柏市債権管理条例の施行前であったとした場合、当該1件の未収債権については、議会に債権放棄の個別議案を提出して、債権放棄の手続きを進める必要があったものと考えられる。一方、柏市債権管理条例(平成28年4月施行)が施行されている現在では、同条例第8条第1項の規定を踏まえ、債権放棄手続を速やかに進められたい。	当該案件について債権放棄を行い、平成30年10月23日付けにて不納欠損処分の手続きを終えました。今後も滞納債権については、適切に処理していきます。	措置等を講じた	学校給食センター	学校教 育部	学校給食センター	289
15	号 1 子婦金に収	[債権番番: 314] - 1: 314] - 1: 4: 4: 31. - 4: 4: 31. - 4: 31. - 4: 31. - 3	③ 履行延期の審査 について		指摘	【現状・問題点】 履行延期の特約等に付する条件として、債務者又は保証人に対し、その債務又は資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査することなどが求められるが、柏市母子父子募婦福祉資金事務取扱要領において、償還計画確約書を徴することは努力義務となっていることから、実際は徴求していないことが多かった。 こども福祉課では、生活困窮の状況にあると考えられる債務者に対する配慮等から債務者の資力の調査を必ずしも十分に行われておらず、積極的な情報収集を行っていない状況であった。 【結果】 監査実施の過程で、こども福祉課は、「償還計画確約書」に添付する資料として「収支状況調査票」を導入した(平成30年1月使用開始)。これによって、履行延期の審査に先立って、債務者の資力を調査するための仕組みが整備されたところである。 今後は、履行延期の申請を受ける場合に、当該仕組みの適切な運用を徹底することにより、履行延期の審査の実効性を確保されたい。	履行延期の審査については債権管理課を中心に全庁的な検討を行っており、分納の申出を受けた場合や金額の見直しを行う場合は、原則として債務者の収支を確認するための書面の提出を求めることとなりましたが、提出の基準は引き続き検討を進めます。 本件の母子父子寡婦福祉資金貸付金においては、償還計画確約書の添付資料として収支状況調査票を導入し、資力の調査を行う仕組みを整備しました。	措置等を講じた	こども福祉課	こども	こども福祉課	314